

## 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年1月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和6年1月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水) 13時28分～14時26分
2. 場 所 御船町役場 カルチャーセンター 2階 大会議室
3. 農業委員 (14名)

会長		1 番	富田 早苗		
会長職務代理者		2 番	荒木 義一		
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	坂本 保男	出	9 番	徳永 廣敏	出
4 番	野田 孝光	出	10 番	渡邊 義高	出
5 番	藤岡 雅子	出	11 番	芥川 誠	出
6 番	大西 敬一	出	12 番	福島 則義	出
7 番	森田 優二	欠	13 番	竹崎 幸雄	出
8 番	池田 賢治	出	14 番	吉田 敏郎	出

農地利用最適化推進委員 9名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について

8	報告第 1 号	耕作証明書について
9	報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について
10	報告第 3 号	非農地判断について
11	報告第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出書の受理について
12	報告第 5 号	農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の要件審査について
13	報告第 6 号	農地法第 3 条許可書の返納について
14	報告第 7 号	農地移動適正化あっせん基準の改正について

#### 5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥 課長補佐 松崎 邦寿  
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	皆さん、こんにちは。定刻が過ぎましたので、只今から始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7 番森田委員の欠席の報告をいただいております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては全員の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、1 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、14 番吉田委員、2 番荒木委員お願い致します。それでは、議案第 1 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、ではすみません、1 ページをお願いします。 《議案第 1 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番から、担当の福島委員、説明をお願いいたします。
12 番	はい、資料の方をお願いします。はじめに 12 月 21 日に田中推進委員、事務局と現地確認をしました。資料 3 に位置図、資料 4 に写真がございます。場所につきましては、資料についていますホームセ

	<p>ンターのすぐ先に〇〇川の橋がありますけど、それを右の方に入ったところですよ。現地は、水田栽培が行われています。地元の人、〇〇の人ですけども、本人から借りて、小作をして米を作ったところですよ。それが、今年からやめるということになりまして、所有者の方が、〇〇に住んでおられるということで、その方のおじさん、つまり、お父さんに相続時に渡していたやつをその相続人が持っとして、何も誰もするもんが居らんなら、「おじさんが作ってはいよ」という感じで所有権移転をしたいとのことで申請が出ております。資料の2ページをご覧ください。耕作の調査表についてですが、第2項の第1号から第7号まで該当するところは、すべて満たしており、何ら問題ないと思うので、許可相当と判断しますので、皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。皆さん、ご質問ご意見ございませんでしょうか。今までも作り寄ったんでしょ。</p>
12番	<p>地元の方が、小作をしていたごたるですね。譲受人の弟さんに、まずは、分けてあったんです。それが、また元に戻るといことなんです。</p>
議長	<p>あー、そうなんだ。ご質問ご意見無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の坂本委員、お願いします。</p>
3番	<p>はい、説明資料の7ページ、8ページをお開きください。場所的には、畜肉製造工場と大規模飲料工場が、北と南にありますけれども、間を〇〇川が通っていて、その真ん中に水田がある、今回の場所は、畜肉製造工場を下っていますけども、現在は、栗の木なり柿の木なりが、1, 2本生えているという状況です。今回の申請の譲受人、譲渡人の人は、地元の方で両者とも同級生です。農政の助成金事業で、事務を一緒にしている方で、承知していますけども、現所有者の方も、息子さんとかも農地とかそういうのは、もう要らないと言うもんで、譲受人に購入してくれないかと話をしたところ、今回の売買が成り立ったとのことです。購入する譲受人は、この近辺ですね、この写真の奥から、先の方まで、段々とずーっと下がって行って、川の先があるんですけども、そこらへんも目的は、なかったですけども、狭い所をずーっと買われて、管理されて、景観をちゃんとしてもらっている、景観的には、大豆を植えられる、あるいは、〇〇</p>

	桜を植えられるなど、そんな一人で、頑張っている方です。そういう関係で、今回一応この資料には、野菜を作ると書いてありますけれど、おそらく、その景観を守りたいというところもあったんじゃないかなと、推察されます。25日に、事務局と大森推進委員と譲渡人とで現地を確認したんですが、調査書の該当するところは全て問題ないんだということで、皆様のご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。これ、野菜としているけど、木を植えててですか。
3番	だから、木は伐根して、野菜を植える。
議長	景観を何とかと言っていたから、その畑に植えるの。
3番	この方は、ここら辺の段々の畑なんかを、土手をちゃんと切って、竹などが埋まらんようには。そういう土地が、ここには、いっぱいあるよ。丁寧に管理してるんですよ。生産性そのものは、そんなにないんだけど。
議長	それなら、木を植えるならまた手続がいるんじゃないの。他にご質問ご意見ございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。はい、続きまして、議案第2号を提案いたします。それでは事務局の説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをお開き下さい。 《議案第2号を説明》
議長	はい、ありがとうございます。それでは、担当の坂本委員説明をお願いいたします。
3番	はい、説明資料の13ページ、14ページをお開きください。場所的には、国道443号からちょうど県の〇〇〇〇センターに入っていく道の、今は、〇〇保育園が移転して、建ったところのすぐ横の脇道を入れていったところになります。16ページに始末書が載っていますが、これは、事務局の担当が、前回もありましたように、無断転用しているところに、こういった文書を出して、「貴方は無断転用よ」と通知を出して、きちんとして下さいと、文書が届いた後に、こういった申請が出たところなんです。もともと、このように無断で、ボーリング会社ですけども、資材置場として利用しているので、指摘を受けて、慌てて転用の申請をしたということになります。以上です。私たちは、大森推進委員も、そうなんですけども、実際、もうなっ

	ている以上は、また農地に戻せと言っても、戻したところで、耕作するもんがおらんという現状ですので、仕方がないなあというところ。以上で、ご審議をよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。違反転用ということで、始末書がついているとのことで、ボーリングは、自分でしょつとですか。
3 番	はい、自分の会社ですね。
8 番	これ、この前の見に行ったあそこだろ。
3 番	この前、農地パトロールをしたところの手前ですね。
議 長	ここらへんでボーリング屋って、木倉や高木やったかな。
3 番	高木にはないですよ。これは、木倉の方が、しょつとですよ。
12 番	木倉には、そういうのは無いから。
議 長	質問・ご意見等ございませんか。正月から始末書か。盛り上がらないね。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 3 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 《議案第 3 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番、これは私が担当ですので、説明をいたします。
1 番	場所は 21 ページ、ここに、コンビニエンスストアが出てくるんですけども、この前は、この店舗とガソリンスタンドの間に〇〇工場、皆さんと一緒に現地確認に行きましたが、その町道を挟んだ反対側、自動車整備工場が、ちょっと挟んだところにあるんですけど、ちょっと覚えてらっしゃらないかも知れませんが、今回は、その周りになります。この下というか、甲佐寄りの方は、一足先に、〇〇工場が、申請が終わって建物が建っている状態です。面積としましては、13 筆の、〇,〇〇〇㎡です。車輛センター、辺田見にあるような営業所じゃなくて車輛センターではなく、サービスセンターが来る予定になっているそうです。県北といっても、〇〇。県南といっても、2 箇所しかないので、今回は、県央が欲しいということで、今回の申請になっております。先ほど、事務局からありましたように、これに関して、雇用協定書が出て、3 割雇用ということで、申請があがっているようです。3 割雇用って言うたって、機械のメンテを仕切る人じゃないと、雇わっさんと。おそらく。機械を渡したって構わ

	んけど、俺たちがしたところで、俺たちも安心できんもん。審査表の1項から10項までは、何ら問題ないと思いますけども、皆様のご審議をお願いします。
議 長	ご質問ご意見は、ございませんか。
8 番	農業従事者等の雇用って、年齢制限は何歳ぐらい。
議 長	それは、面接を受けてみないと分からない。それは、はねられるかもしれん。
一部委員	(笑い)
議 長	農業関係の従事者って言うたって、機械のメンテを仕切らんけんね。他に、ご質問ご意見ございませんか。
8 番	ありません。
議 長	ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番、坂本委員よろしくをお願いします。
3 番	はい、今回は、あの高木地区では、結構多くて、ですね、今回の説明をします。30 ページから 33 ページまでが、位置図と現地写真になりますが、コンビニエンスストアから九州自動車道の側道に向けて道路がありますけれども、ちょうど側道に向けて下る坂道の途中になります。毎回このあたりは、農業委員会の総会に出ていますけれど。まあ、左側は、33 ページの写真のように、住宅とか、ユニットの会社とか、土木屋さんの建物とかで、建物が建って、すでに埋まっています。道路から右側に1軒家があるんですけども、その横というか、隣端になります。あの、こちら辺は、後継者がいらっしやらないということで、地権者の方は、買い手の希望があるものですから、今回も、学校の先生をされていると、今は、〇〇市に居るんですけども、来年度には、こちらの方に転勤というか、通勤のエリアで、仕事をされるということで、奥さんの実家なら、この地区だったもので、土地を探されて、土地を買って家を建てるという。なんか、審査表の1番から10番までの該当するところは、何ら問題ないなと思いますし、第2種農地ですので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見ございませんか。あの辺も、大分、埋まってしまったでしょう。
3 番	左側は、もうすでに埋まって、その先に家が建つと、もう先が見えなくなってしまう。また、たまたま、私の友達で、熊本の稲荷さ

	んの方で、畑で、ねぎを植えているから、それが、見える位で。
議 長	〇〇から畑をしに来ているんですか。
3 番	はい、そうです。わざわざ野菜を作りに来ているんです。
議 長	それでは、ご質問ご意見ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号④番、これは事務局からでいいかな、説明をお願いします。
事務局	はい、それでは、申請番号④番に入ります。まず始めに場所の説明をしたいと思います。45 ページをお開きください。御船町の滝川と甲佐町の境界辺りになるんですが、近くに〇〇〇〇工場がありまして、本当に、町の境界のところになります。そして、赤いマークのついたところが今回の申請地になります。現地の写真については、48 ページをお願いします。現地は、滝川字〇〇 △△番の一部になるんですけども、こちらの写真に書いてありますように、軽トラ一台と整地している場所に、家を建てられる計画で上がっております。続きましては、事業計画書になるんですが、こちらになります、親の土地に、息子が帰って家を建てるという1棟の計画になっております。ここ周辺は、水道とかの管が通っておらず、給水計画については、井戸工事により給水予定であると、なっています。雨水・汚水については、こちらに書いておりますように、地下浸透と、浄化槽で処理後、県道に接続放流するという事で計画をあげておられます。続きまして43 ページになるんですけど、農地区分は、第2種農地、一般基準の1から10については、何ら問題ないかと思われれます。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。これは、町境だけん、上水道は要れてないの。
事務局	そうですね。
議 長	この上の曲がり角の所は、水道は入っているの。
5 番	〇〇〇〇工場までって。
議 長	この上の曲がり角の所までは、入っているの。この前の細い道路のある所は、はいっているの。〇〇〇〇工場までは水道は来ていると。
事務局	旧道には、来ています。
8 番	ここは、道路の付替えで、最近、出来た道路で。
議 長	付替時に、道路に入れておくとよかったのに。それでは、ご質問・



	ご意見ありませんでしょうか。
3 番	直接、この案件とは、関係ないんですけども、農業委員さんが欠席の場合は、事務局の方が説明をしているとばってん、推進委員さんの方で、説明というのは、許されないんですか。
議 長	これについては、事務局から答えをお願いします。
事務局	これは、基本的に、今は町の方の農業委員会としては、推進委員の方は、オブザーバーとして参加をされています。なので、審議するにあたっては、一応農業委員さん、農業委員が欠席の場合は、町の事務局が説明する形をとっています。以上です。
8 番	今回、たまたま 7 番が、この件に関しては、サインして発表されるということで、予定していたのですが、私たちが発表しても良かったんです。7 番担当の案件ということで。
事務局	今回、7 番については、風邪ということで報告を受けています。
8 番	今回は、もしもの場合と思い、控えとりました。
議 長	自分たちも立会には、行ったんでしょう。いいですか、3 番。
3 番	はい。
議 長	納得していないような感じで。
一部委員	(笑い)
議 長	いいですか、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして、議案第 4 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	すいません、議案書の 8 ページをお願いします。 《議案第 4 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。了解していただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、全員賛成で同意といたします。続きまして報告ですけども、第 1 号から通して事務局の説明をお願いします。
事務局	すいません、議案書の 14 ページをお願いします。 《報告第 1 号を説明》 《報告第 2 号を説明》 《報告第 3 号を説明》

	<p>《報告第 4 号を説明》</p> <p>《報告第 5 号を説明》</p> <p>《報告第 6 号を説明》</p> <p>《報告第 7 号を説明》</p>
議 長	はい、ありがとうございます。只今の説明に対して、報告事項、事務局の説明に対して、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。
5 番	はい、議長よろしいですか。22 ページの非農地の判断ですけど、非農地にこだわった、あの時の現地確認の時に、大きな土地だったので、非農地になるかならないかという判断の中で、大分悩んだんで、そういう報告が出たら、農業委員、推進委員の方に報告を頂きたいなと思います。一部転用で、先程あったんですけども、残りの所を非農地に出来るか、出来ないかという話があったんですね、現地確認の時に。
議 長	でも、これって、全部でしょう。〇〇畝って。
8 番	非農地は、転用の場所から奥の方の土手下まで。
議 長	全部で、〇〇畝ってあるから。〇〇〇㎡と。
事務局	こちらにあります議案第 3 号の滝川の〇〇〇については、1 筆全部を非農地として、町の方では、現在許可をしています。今の状況を申請人に聞きましたところ、昨日付で法務局の方に地目変更登記ですかね、申請をしている段階です。一応、法務局のホームページとかを見る限りでは、1 週間程度、地目変更登記にかかると聞いております。もし、地目変更登記が法務局の方で、認められたならば、今回、議案第 3 号で上げていました個人住宅の転用については、取り下げる予定にしております。それは、申請人からも了解を得て、今回、議案と報告の両方で出しております。
議 長	これ、家を建てるから非農地の申請じゃなかったの。
事務局	最初、家を建てることを先行して、相談はあっていたんですが、転用の写真を見てもらうと分かるように、周囲が竹やぶにやっていたりして、なかなか実際、家を建てる敷地というのを、分筆をしようとする、一応、一回地籍調査が入っているのですが、全部外の 1 筆の点を取らないと、分筆登記をさせないという話になっていたんで、事務局にも相談があって、転用と非農地を両方出して、非農地が通らなければ、転用の許可を、県からもらって申請人の方は、事業を進めていこうということで、内容としては、聞いております。以上です。
5 番	説明資料の 48 ページを開けていただくと、分かるかなと思うんで

	すが、立会の時に、手前の方はきれいになっている、奥の方は、竹やぶになっている。
議 長	奥まであるわけね、〇〇畝って。
8 番	手前の方は、自分で開いていた、伐根して整地して、柵にしてあったんで、なんか変な風に。非農地で出すのであれば、手前も竹のまままで申請してもらえばよかったのに、ご覧のとおり、手前だけは、整地しているから、きれいになっとったもんで。
5 番	確かに、手前に家が建てば、奥の方は入らないし、それならすぐに非農地として認められるんですが、何か私たちも、とても悩みました。今の事務局の説明みたいに、両方の申請を出されるということで、非農地になったら、私たちも色々考えたので、報告を頂きたかったかなと。非農地になりましたと報告が、どうかなと心配していましたから、すいません、お時間を取らせました。
議 長	報告 4 号をもう一回説明して。
事務局	<p>《報告第 4 号を説明》</p> <p>こちらは、お亡くなりになられたことによる 3 条の 3 第 1 項による届出でした。届出人は、記載のとおり。農地は、記載のとおり。地目については、記載のとおり。面積は、記載のとおり。相続者が記載のとおり。届出日、権利発生日が記載のとおり。斡旋の希望は、記載のとおりです。以上です。</p>
議 長	これは、所有者が亡くなったから提出してあるの。
事務局	これは、土地の所有者が亡くなったから、その権利者である相続人が、土地の権利を取得するということになります。すいません、今、私が言っていた氏名は、逆でした。すいません。
事務局②	相続人と被相続人が、逆でした。
議 長	今まで、こういうのはあがってきよったかね。
事務局	先月も、総会には提出しております。はい。
議 長	えー、そうね。
事務局	先月、先々月と、1 件だったり、2 件だったり。
議 長	そうだったかな。
事務局	以前は、この報告等については、3 条の 3 第 1 項、遺産相続等については、今までは、計上は無かったと。ここ最近、事務局の方に、あがってくる分については、全て届出に関しては、あげているところです。なので、今言われた通り、ここ最近、目立ってきているのは、そのせいです。
議 長	前は、こんなにはなかったかなと。返納書というのは。これも 3 条

	関係。
事務局	はい、それは、違います。これは、もともと以前に3条許可が出ているものを、その後、相手の方が亡くなったので、3条手続は行なわないということです。
議長	それでは、ほかにご質問ご意見は、ありませんかね。本日の議事は以上ですが、事務局からその他で。
事務局	その他報告について <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前の総会時の質問の回答について</li> <li>・農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について（広報）</li> </ul>
議長	本日の議事は、これで終了いたします。お疲れ様でした。
	<p>上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。</p> <p>14番 <span style="float: right;">印</span></p> <p>2番 <span style="float: right;">印</span></p>